

令和8年度(R8年4月～R9年3月)国民健康保険税 試算表

計算方法

●加入予定者の年齢・所得について、
 欄に入力してください。
 ※年齢は 欄をクリックし、右に出てくる▼から、該当する年齢を選択してください。

●加入者数は必ず確認してください。人数が違うと正しい計算ができません。

●前年所得欄には、収入ではなく、所得をお入れください。(例/給与所得の源泉徴収票は、給与所得控除後の金額。確定申告書は、⑫合計所得金額(山林所得などがある場合は⑫に足した金額)。)

年齢	前年所得 (1/1～12/31)	課税標準所得額 (所得-43万)	介護分該当	課税標準所得額 (介護納付分)	子ども分該当	課税標準所得額 (子ども分)
①被保険者1		0円		0円		0円
②被保険者2		0円		0円		0円
③被保険者3		0円		0円		0円
④被保険者4		0円		0円		0円
⑤被保険者5		0円		0円		0円
⑥被保険者6		0円		0円		0円
⑦被保険者7		0円		0円		0円
⑧被保険者8		0円		0円		0円
⑨被保険者9		0円		0円		0円
⑩被保険者10		0円		0円		0円
※加入者数		課税標準所得額 (世帯全体)	介護分該当者	課税標準所得額 (介護分該当者のみ)	子ども分該当者	課税標準所得額 (子ども分該当者のみ)
0人		0円	人	0円	人	0円

★★注意★★

●この計算表でできるのは、あくまでも簡易的な計算であり、実際の保険税額とは一致しない場合があります。

●令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の保険税額の計算であるため、それ以外の期間とは計算方法が異なります。

●年度途中で加入者や所得の増減があった場合には、税額が変更になる場合もあります。

●所得の種類や世帯状況によっては、この試算表では計算できない場合があります。詳しくは税務課市民税係までお尋ねください。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	(課税標準所得額×6.80%) 0円	(課税標準所得額×2.70%) 0円	(課税標準所得額×1.6%) 0円	(課税標準所得額×0.26%) 0円
均等割	(加入者数×21,000円) 0円	(加入者数×9,000円) 0円	(介護分該当者数×14,000円) 0円	(子ども分該当者数×1,433円) 0円
平等割	(1世帯 18,000円) 0円	(1世帯 7,100円) 0円	/	
合計	<限度額 67万> 0円	<限度額 26万> 0円	<限度額 17万> 0円	<限度額 3万> 0円
限度超過額	0円	0円	0円	0円

年間保険税額(医療+高齢+介護+子ども)

0円

※100円未満切捨て

★子ども・子育て支援納付金分の均等割には、18歳以上被保険者均等割額(1人28円)も含まれます。

★低所得世帯に対しては、均等割・平等割について軽減される場合があります。(世帯主及び国保被保険者の所得等が基準となります。)

★未就学児所属世帯については、未就学児1人当たりの均等割が5割軽減されます。(低所得世帯における軽減の適用世帯については、軽減適用後の均等割がさらに5割軽減されます。)

令和8年度(R8年4月～R9年3月)国民健康保険税 試算表(記入例)

計算方法

●加入予定者の年齢・所得について、
欄に入力してください。
※年齢は欄から、
から、

4人世帯で試算する場合

- ①夫・66歳 所得350万円
- ②妻・57歳 所得200万円
- ③子・30歳 所得48万円
- ④子・16歳 所得0万円

年齢	前年所得 (1/1～12/31)	課税標準所得額 (所得-43万)	介護分該当	課税標準所得額 (介護納付分)	子ども分該当	課税標準所得額 (子ども分)
①被保険者1 65～74歳	3,500,000 円	3,070,000 円		0 円	該当	3,070,000 円
②被保険者2 40～64歳	2,000,000 円	1,570,000 円	該当	1,570,000 円	該当	1,570,000 円
③被保険者3 19～39歳	480,000 円	50,000 円		0 円	該当	50,000 円
④被保険者4 0～18歳	0 円	0 円		0 円		0 円
⑤被保険者5	円	0 円		0 円		0 円
⑥被保険者6	円	0 円		0 円		0 円
⑦被保険者7	円	0 円		0 円		0 円
⑧被保険者8	円	0 円		0 円		0 円
⑨被保険者9	円	0 円		0 円		0 円
⑩被保険者10	円	0 円		0 円		0 円
※加入者数	4人	課税標準所得額 (世帯全体) 4,690,000 円	介護分該当者 1人	課税標準所得額 (介護分該当者のみ) 1,570,000 円	子ども分該当者 3人	課税標準所得額 (子ども分該当者のみ) 4,690,000 円

夫と子は40～64歳ではないので、介護納付分の課税標準所得額は0円となります。

子ども・子育て支援納付金分について、18歳以下の子の均等割は全額減額されるため計算から除いています。所得がある場合は所得割がかかります。

★★注意★★

- この試算表でできるのは、あくまでも簡易的な計算であり、実際の保険税額とは一致しない場合があります。
- 令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の保険税額の計算であるため、それ以外の期間とは計算方法が異なります。
- 年度途中で加入者や所得の増減があった場合には、税額が変更になる場合もあります。
- 所得の種類や世帯状況によっては、この試算表では計算できない場合があります。詳しくは税務課市民税係までお尋ねください。

	医療保険分 (課税標準所得額×6.80%)	後期高齢者支援金分 (課税標準所得額×2.70%)	介護納付分 (課税標準所得額×1.6%)	子ども・子育て支援納付金分 (課税標準所得額×0.26%)
所得割	318,920 円	126,630 円	25,120 円	12,194 円
均等割	(加入者数×21,000円) 84,000 円	(加入者数×9,000円) 36,000 円	(介護分該当者数×14,000円) 14,000 円	(子ども分該当者数×1,433円) 4,299 円
平等割	(1世帯 18,000円) 18,000 円	(1世帯 7,100円) 7,100 円		
合計	<限度額 67万> 420,920 円	<限度額 26万> 169,730 円	<限度額 17万> 39,120 円	<限度額 3万> 16,493 円
限度超過額	0 円	0 円	0 円	0 円

年間保険税額(医療+高齢+介護+子ども)
※100円未満切捨て

646,100 円

★子ども・子育て支援納付金分の均等割には、18歳以下の子の均等割(1人28円)も含まれます。
★低所得世帯に対しては、均等割・平等割に優遇措置があります。(世帯主及び国保被保険者の所得等が一定以下の場合)

限度額を超える場合、限度額を超えた金額は、国保税には加算されません。

ここに算出されるのは年税額のため、例えばR8.7月からの加入予定でR8.7月～R9.3月の9ヶ月間を算出する場合は、
646,100円÷12ヶ月×9ヶ月間=約484,500円 となります。
※100円未満切り捨て

世帯については、未就学児1人につき、所得世帯における軽減の適用世帯については、軽減額(1人12,000円)に5割軽減されます。